

豊川市監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年2月16日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

教育委員会学校教育課

2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和3年11月5日

3 監査の実施期間

令和3年9月17日～令和3年11月5日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 財産の管理に関する事務について

イ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

(2) 一般項目

ア 公金の取扱事務について

イ 随意契約に関する事務について

ウ 契約全般に関する事務について

エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

検討事項

豊川市小中学校教員国内研修派遣事業補助金交付要綱について、補助金額の特定が曖昧な規定となっている。補助金等交付要綱は、公金の支出基準を定めるものであり、給付事務を公平かつ適正に行うためには、要綱の内容をできる限り明確で具体的なものとするのが求められる。このことから、平成26年10月9日付、総務部行政課長通知「補助金交付要綱の見直しに当たっての留意事項について」を参考に、要綱の見直しを検討されたい。